

執筆者紹介

(執筆順、①所属、②執筆者からの一言)

富井 利安

編者、第1章・第2章・第8章

- ①関東学院大学法学部教授・広島大学名誉教授
②気候変動枠組条約の京都議定書が発効し、温室効果ガスを本腰を入れて削減しなければならぬ社会に私たちは生きています。「地球規模で考え、足元から行動する」という合言葉とおり、まずは身近な公害、環境破壊の問題に目を向けた普段の取り組みが大切です。それがひいては地球環境を守ることにつながるはずですよ。

中井 勝巳

第3章

- ①福島大学行政政策学類教授
②「木を見て森を見ない」という格言がありますが、環境問題にも通ずるところがあります。身の回りの環境問題を理解し実践することが大切ですが、そのことだけを見ていると、グローバルな環境問題を見失われてしまいます。地球規模、アジア、日本といった幅広い視野で環境問題のメカニズムを理解し、身の回りのことから実践していくことがとても重要です。環境法を学ぶ中で、自分でできる環境問題に是非取り組んでみてください。

松原 哲

第4章

- ①関東学院大学大学院法務研究科教授
②当初、悲惨な人間破壊・環境破壊の現実に対し、被害防止も被害者救済も絶望的とも思われる困難な状況の中で、これを克服するための多方面の人々の真摯な取り組みと協力とによって、公害被害の原因と構造が明らかになり、公害救済法理・環境法制は形成されてきました。しかし、一度、環境法が体系的に整備されると、その枠内でのみ問題を考え、解決しようとの発想が支配的となります。既成の制度からのみ問題にアプローチするのはなく、被害実態から問題を考えていく姿勢を忘れないでください。「公害訴訟は、被害に始まり被害に終わる」。

儀野 弥生

第5章

- ①東京経済大学現代法学部教授
②環境を保護・再生するには、国民1人ひとりの自覚と努力が必要です。環境基本法はそれを「国民の責務」と表現しています。それに対して「リオ宣言」も「オーフス条約」も、良好な環境は人々の権利であり、その達成には、国民の情報へのアクセス、行政決定への参加、裁判へのアクセスのための制度化が必須だとしています。日本でもようやく行訴法改正に伴って裁判へのアクセスが少しだけ容易になりました。が、未だこの三場面で、欧米のみならずアジア諸国に遅れをとっています。環境についての国民の

権利を行使して、環境を保護するために、環境法をしっかり学んで、この3つのアクセス権の確立を目指してほしいものです。

片岡 直樹

第6章・第9章

- ①東京経済大学現代法学部教授
②環境問題は日々、複雑化し、深刻化しています。問題解決のための制度整備は、常に後手に回り、しかも不十分なものに終わっています。廃棄物問題に関する法制度は、まさにその典型と言ってもいいでしょう。ゴミ問題は、私達の生活と関係していて、生活の中から解決への取り組みを行なうことを、法が要求するところまで来ています。しかし、廃棄物問題の根本は、大量生産を当然とする経済活動にあるのです。これをどう変えていくのか。

環境への悪影響を事前に回避するために、環境影響評価制度の進化が必要となっています。将来の世代に対して、良好な環境を引き継いでいくために、どのような制度が望ましいのか。皆さんが、考えていくための手がかりとなることを願います。

北山 雅昭

第7章・第10章

- ①早稲田大学教育・総合科学学術院教授
②社会・経済の変化に対応して法律も様々な動きを示しています。なかでも環境法は、変化の激しい法領域だといえます。自然保護法領域では、貴重な景観の保護から、生物多様性の保護へと課題は顕著に拡大してきています。化学物質管理法の領域では、化学物質の開発と利用、商品化競争のただ中で、環境リスクを低減し、人の健康と環境を保護するための様々な格闘が見られます。環境法領域の生気溢れる姿が伝えられればと思っています。

高村 ゆかり

第11章

- ①龍谷大学法学部教授
②環境問題を単に紙の上で議論するだけでなく、現実の問題を解決しようと思うならば、様々な「知恵」とその総合化が必要となります。法律学はその一翼を担うにすぎませんが、しかし、大切な知恵を提供してくれる一翼です。国際環境法は、国境を越える問題など国際的な協力枠組が必要とされる環境問題の解決を模索する重要な役割を果たしていますが、同時に、国内の環境法政策が、国際的な環境法政策に影響を与え、国際的な合意を実施するために国内で環境法が制定される現状を見ると、環境保全の水準を高めるためには、国内、国際双方の環境法を使いこなす力が今求められているように思います。